

平成 23 年 6 月 6 日

第 1 2 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 5 月 25 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 栃木市役所 3 階 正庁

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 35 名、オブザーバー（西方町）3 名
事務局：高橋課長他 6 名

議事要旨

○ 委員長

(1) グループ討議 議題：条例骨子の検討

（市民協働・市民参画、審議会等、意見聴取制度、住民投票）

○ 委員長

- ・ 個別検討項目を班別で検討するのも今回を含め残すところ 2 回である。もう少しで第 1 段階が完了するのでご協力願いたい

（班ごとに議論）

D 班まとめ

○ D 班委員

検討項目 30【市民協働・市民参画】について

- ・ 参画の推進、拡充の文言を入れたらどうか。
- ・ パブリックコメント、アンケート等の手法を入れた方がよいのでは。
- ・ 参画の実施の規定を盛り込み公表するようにした方がよいのでは。
- ・ 旧大平町の条文には協働という文言が入っていないので、旧栃木市の条文の方がよいのではないか。
- ・ 旧栃木市の条例第 32 条第 2 項の「市民の自発的な活動を支援しなければならない。」という文言は、自発的でなければ支援しないと取れるので不要かもしれない。また、「市は、」という文言も「市、市長及び議会は、」と幅広い方がよいのではないか。

検討項目 31【審議会等】について

- ・ 旧栃木市の条文は公募にこだわっているように感じる。一方、旧大平町の条文は設置について規定したうえで一般的なことについて規定しているので旧大平町を参考にした方がよいのではないか。
- ・ 「公開する」という文言は入れた方がよいのではないか。

検討項目 32【意見聴取制度】について

- ・ 旧大平町の条文の「意思決定過程の透明性を高めるために、」という文

言は非常によい表現だという意見があった。

- ・ 旧栃木市の条文の「重要な影響を及ぼすもの」と、旧大平町の条文の「重要な政策の立案」は同じようなものだと思うが、旧栃木市の条文の方が具体的なのでそれを基に、旧大平町の条文の表現を加えたらよい。

検討項目 33【住民投票】について

- ・ 旧栃木市の条文が比較的詳細であるのに対し、旧大平町では請求があつてから議会の議決を経て制度を設けるということで、緊急の場合を考慮すると旧栃木市の条文の方がよいのではないか。
- ・ 旧栃木市の条例第 36 条第 5 項の「市は、」という表現は「市、市長及び議会」とした方がよいと思われる。

○ 委員長

- ・ 審議会については両市町とも考え方が対照的で、指摘のあったとおり旧栃木市の条文は公募を重視し、反対に旧大平町は公開が重視されている。
- ・ 審議会には大きく分けて3つのタイプがあり、①民意を反映する審議会、②専門知識を活用するための審議会、③利害対立を調整するための審議会である。それぞれの審議会で構成が異なり、①は公募市民を中心に構成し、②は学識経験者を中心に構成し、③は利害関係者で構成する。例えば、より複雑な政策について議論する審議会を公募市民だけで構成してよいのかなどの問題が出てくるので、審議会の目的に応じて使い分ける必要があるのではないかと思う。

E 班まとめ

○ E 班班長

検討項目 30【市民協働・市民参画】について

- ・ 旧栃木市の条文では「参画」、旧大平町の条文では「参加」と使っているが、「参画」は自らの行動、発言で作っていくという意味があるので「参画」の方がよいのではないか。
- ・ 市民がこの条文を読んでもなかなか理解できないところがあるので、分かりやすい条文にした方がよいのではないか。
- ・ 前提として情報の共有があることを基に、条文を作ってもらいたい。
- ・ 条文の中に具体的事例（財政、行政評価等）を加えて明文化すれば、より市民の意見を反映しやすくなるのではないか。
- ・ 参画の方法を整理して分かりやすくしたらどうか。
- ・ 検討項目 30【市民協働・市民参画】、検討項目 31【審議会等】、検討項目 32【意見聴取制度】を一つの項目としてもよいのではないか。

検討項目 31【審議会等】について

- 旧栃木市と旧大平町の条文を合わせればよいのではないか。
- 特定の人々の利益にならないように、公募委員を加えてもらいたい。
- 専門家のみで構成することにより、市民の意思に反するようなことにならないのか。専門家のみで構成することが必ずしもよいとは限らないのではないか。

検討項目 32【意見聴取制度】について

- 旧栃木市と旧大平町の条文を合わせればよいのではないか。
- ここに加えるべきか分からないが、都市計画税を廃止してもらいたい。

検討項目 33【住民投票】について

- 旧栃木市の条文の方が具体的に規定されているのでよいのではないかという意見があった。
- 定住外国人は含まない方がよいということから旧栃木市の条例第 36 条第 2 項、第 4 項は加えるべきではないという意見があった。
- 議会の発議権を加えた方がよいのではないか。
- 総数の 6 分の 1 による請求が適当なのか。
- 住民投票になじまない件もあるので、全て住民投票にすればよいというものではないのではないか。
- 縛りのできる条例にした方がよいのではないか。

○ 委員長

- 「参画」というと単にそこに加わるということではなくて、実際に担っていくという強い意味合いがある。
- 住民投票について議論があったわけだが、住民には外国人も含まれるので、住民投票には定住外国人も含むという考え方もある。重要な意思決定において外国人が参画することを認めるかどうかについては様々な考え方があると思われる。
- 住民投票については旧栃木市の条文は細かく規定している。一方旧大平町の条文は一般的なことを規定している。その中間が望ましいと思われるが、なかなかバランスを取るのが難しい。
- 住民投票になじまないものもあるということで、「YES」か「NO」かではなく議論を重ねていかなければいけないこともあるので、そういったものに関しては議会が重要なのだらうと思う。
- 議会の位置づけについても重要な論点であり、議会制民主主義と住民投票や公募委員などの直接民主制をどのように調整していくのかを考えなければならない。

F 班まとめ

○ F 班班長

検討項目 30【市民協働・市民参画】について

- ・ 主体的に関わるために旧栃木市の条例の参画、協働を加えた方がよい。
- ・ 条文としては旧栃木市でよいが、「参加」の言葉についての議論が必要。
- ・ 表現方法は行政規模にもよるのではないか。

検討項目 31【審議会等】について

- ・ 旧栃木市の第 33 条第 2 項 1 号、2 号、3 号は必要ないのではないか。
- ・ 旧大平町の「登用」という文言は協働にはそぐわないのではないか。
- ・ 審議会の専門家の役割として市民の意見の反映が必要。

検討項目 32【意見聴取制度】について

- ・ 旧栃木市の条文の「意見聴取」と旧大平町の条文の「意見募集」は立ち位置の違いによるのではないか。旧大平町の条文では市民と同じ立ち位置からの目線なので「意見募集」という文言を使っている。

検討項目 33【住民投票】について

- ・ 旧栃木市の条文は細かく規定してあり、分かりやすい。
- ・ 旧栃木市の条文の総数の 6 分の 1 以上の者の連署というのはハードルが高いので 10 分の 1、20 分の 1 も考えられるのではないか。
- ・ 旧栃木市の条文では議会についての規定が盛り込まれていないので、議会が必要なくなってしまうのではないか。

○ 委員長

- ・ 今は結論よりもアイデアを出す時期なので、結論がまとまらなくても議論の過程は大切なのではないかと思う。

A 班まとめ

○ A 班班長

検討項目 30【市民協働・市民参画】について

- ・ 旧栃木市と旧大平町の両方からよいところを加えればよい。
- ・ 「参画」、「協働」についてももう少し分かりやすい解説が必要ではないか。
- ・ 旧栃木市の条例第 31 条第 3 項は加えてほしい。

検討項目 31【審議会等】について

- ・ 審議会の説明を詳しく明記したほうがよいのではないか。
- ・ 旧栃木市の条文は公募委員について、旧大平町の条文は審議会の設置等になっているが両方からよいところを加えればよいのではないか。

検討項目 32【意見聴取制度】について

- ・ 市は情報公開に努め、市民の意見聴取に努めなければならないと思う。

- ・現状では「意見徴収制度」は「パブリックコメント」に置き換えたほうが分かりやすいのではないか。

検討項目 33【住民投票】について

- ・内容が重く短い時間では結論が出せない。
- ・旧栃木市の条文に市議会について盛り込んだらよいのではないか。

○ 委員長

- ・最終的に細かい規定の自治基本条例を作ることでもできるが、十分議論が煮詰まらなかったところには別途個別条例で規定していくという方法もあるのではないか。

B 班まとめ

○ B 班班長

検討項目 30【市民協働・市民参画】について

- ・「参加」より「参画」の方がよいので旧栃木市の条文がよい。

検討項目 31【審議会等】について

- ・旧栃木市の条文の「一定数以上含まなければならない」という文言には抵抗を感じるので、旧大平町の条文の「努めなければならない」の方が住民としては受け入れやすいのではないか。

検討項目 32【意見聴取制度】について

- ・旧大平町の条文の方が分かりやすい。
- ・旧大平町の条例第 30 条の「町の考え方を明確にしなければならない」という文言は「公表しなければならない」を加えた方がよいのでは。

検討項目 33【住民投票】について

- ・旧栃木市の条文の定住外国人についての規定は削除してもよいのでは。
- ・旧栃木市の「住民投票を市長に請求することができる。」という文言は、市民としての意識が高まるという意見と、旧大平町の「町議会の議決を経て」という文言は、議員は市民と二人三脚で行くべきであるという意見が出て、どちらも考え方は同じだが、市民の権利が前面に出ている文言にするべきである。

○ 委員長

- ・住民投票について議会との関係は整理していく必要がある。
- ・旧栃木市の条文は審議会については一定数としているのに、住民投票については6分の1と明確にしているのは整合性が取れない感じもする。
- ・旧栃木市の条文の6分の1以上の連署というものは非常にハードルが高いので、実質的に住民投票の制限になっているような感がある。

C 班まとめ

○ C 班委員

検討項目 30【市民協働・市民参画】について

- ・ 「参加」よりも「参画」の方がよい。
- ・ 旧栃木市の条例第 31 条は分かりやすいが、第 3 項で「参画できない」という文言は市民によっては参画しないということもありえるのでそういった規定も加えてほしい。また、「不利益を受けることのないよう」という規定は重要だが、全体の条文の整合性という意味で他の条文で規定する場合もあると思われるので確認が必要。
- ・ 旧大平町の条例第 29 条は「町民参加を実施しなければならない」としているが、見方によっては強制的なようにとれて、主体性はどこにあるのかという疑問もあった。
- ・ 旧大平町の条例第 29 条第 2 項の「民意を把握し、」という文言は市民感覚からすると非常に望まれる条文なのではないか。
- ・ 旧栃木市の条例第 31 条を基に第 3 項を要約し、旧大平町の条例第 29 条第 2 項を加えて、旧栃木市の条例第 32 条を明記すればよいのではないか。
- ・ 市議会について明記されていないが、市と市民だけではなく市議会も加えるべきではないか。他の自治体の例に「市、市民、市議会の連携のもとに」という文言もあるので参考にしたらどうか。
- ・ 旧大平町の条文の「町民参加の理念」等の理念や趣旨をきちんと明記しておくことが、最高規範の中では有効なことではないか。
- ・ 「協働」における市民とは、個人、自治会や地域活動団体、非営利法人が含まれており、偏りがないように協働を進めるべきではないか。

検討項目 31【審議会等】について

- ・ 旧大平町の条文のように審議会全体について規定してあり、一方で旧栃木市の条文は公募委員に的を絞った規定になっているので、「審議会等」の項目と「審議会等の市民委員の公募等」の項目に分けて規定したほうがよいのではないか。

検討項目 32【意見聴取制度】について

- ・ 「聴取」という言葉が市民感覚からするとよくないのではないか。むしろ「意見募集制度」としたほうが参加しやすいのではないか。
- ・ 条文としては旧大平町の条例第 30 条に旧栃木市の条例 35 条第 4 項を加えたらどうか

検討項目 33【住民投票】について

- ・ 旧大平町の条文では町長が制度を設けることができるとなっているが、

旧栃木市の条文では市民が請求できることとなっている。住民参画のまちづくり、市政運営としては旧栃木市の条文の方がよいのではないか。

- 数値について議論があるとは思いますが、最高規範として単に「詳しいことについては別に条例で定める」と規定するのではなく、基本条件は規定しておくべきではないか。
- 旧大平町の条例第 39 条第 2 項のように住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにした上で、結果を尊重するという規定を加えた方がよいのではないか。

○ 委員長

- 旧栃木市の「意見聴取」については、国の「意見聴取制度」にならって規定しているのだが、違和感がある。
- 住民投票については重要な制度なので、きちんと手続を規定する必要がある。

終了